

〔翻 訳〕

企業集団結合財務諸表準則（韓国）

全 在 紋*
駒 木 正 典**

第1章 総 則

1. 目 的

本準則は、「企業会計基準」第6条第3項に依拠し、企業集団結合財務諸表を作成するにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本準則は、企業集団の結合財務諸表作成会社および結合対象系列会社が企業集団結合財務諸表(以下“結合財務諸表”という。)を作成する場合に適用する。

3. 用語の定義

本準則で使用する用語の定義は、次のとおりである。

- a. “結合財務諸表”とは、企業集団の財務状態と経営成果およびキャッシュフローなどの財務情報を会計情報の利用者に提供するために、企業集団が作成する財務諸表をいう。
- b. “企業集団”とは、同一人が実質的に事業内容を支配している会社の集団をいう。
 - 1) 同一人が会社である場合、その同一人とその同一人が支配する一つ以上の会社の集団
 - 2) 同一人が会社でない場合、その同一人が支配する2つ以上の会社の集団
- c. “系列会社”とは、同一の企業集団に属する会社をいう。
- d. “結合対象企業集団”とは、結合財務諸表を作成しなければならない企業集団をいう。
- e. “結合対象系列会社”とは、結合対象企業集団に属する系列会社のうち、結合財務諸表に含まれる系列会社をいう。この場合、持分法適用対象会社は結合対象系列会社に含まれない。
- f. “投資系列会社”とは、結合対象系列会社間に資本投資取引がある場合、資本を提供した会社をいう。
- g. “被投資系列会社”とは、結合対象系列会社間に資本投資取引がある場合、資本の提供を受けた会社をいう。

4. 結合財務諸表の報告対象

結合財務諸表は、企業集団に属する系列会社の投資者、債権者、取引先、政府機関およびその他の情報利用者をその報告の対象とする。

5. 結合財務諸表の目的

結合財務諸表は、その利用者が企業集団と関連し、合理的な意思決定ができるように、企業集団の財務状態と経営成果およびキャッシュフローなどに関する有用かつ適正な情報を提供することを目的とする。

(5-1) 個人とその特殊関係者が実質的経営支配力を有している企業集団は、系列会社間の相互債務保証、社会通念を逸脱する資金貸借および系列会社間の相互依存的な取引などを通じて、一

* 本学経営学部

** 本学経営学修士

系列会社の危険が、企業集団内の他の系列会社の危険と密接に関連し、経済的な運命共同体を形成している。

(5-2) しかし、既存の連結財務諸表は、会社間の持分率基準により連結範囲を決定するので、一つの企業集団内において多数の連結財務諸表が作成されること、金融・保険業と非金融・保険業を一つの連結対象に包めないことにより、企業集団に属する一部の系列会社が連結対象から除外されるなど、経済的単一体である企業集団に対する有用な情報を提供するのに限界がある。

(5-3) これに比べ、結合財務諸表は、企業集団を一つの経済的実体としてみても、企業集団全体の財務状態・経営成果・キャッシュフロー、系列会社間の相互債務保証、相互担保提供、相互資金貸借、相互出資および内部取引内訳など、各系列会社の個別財務諸表または連結財務諸表が提供することができない有用な会計情報を提供することができる。

(5-4) このように、企業集団全体に対する会計情報が提示されるとき、企業集団に関する会計情報利用者はこれを利用し、特定の企業集団に所属する系列会社または企業集団全体に対する経済的・政策的意思決定をいっそう合理的に行い得ることとなる。

6. 企業集団の範囲

企業集団の範囲を定めるにあたって、“実質的に事業内容を支配する会社”とは、次のうち一つに該当する会社をいう。

a. 同一人が単独でまたは同一人関連者と合して、当該会社の発行株式（持分を含み、商法第370条の規定に基づく議決権のない株式を除外する。以下、同じ。）総数の100分の30以上を所有する場合であり、最大出資者である会社

b. 次のうち一つに該当する会社であり、当該会社の経営に対し相当な影響力を行使していると認められる会社

1) 同一人が他の主要株主との契約または合議により、代表取締役を任免したり、役員100分の50以上を選任できる会社

2) 同一人が直接または同一人関連者を通じて、当該会社の組織変更または新規事業への投資など、主要意思決定や業務執行に支配的な影響力を行使している会社

3) 同一人が支配する会社（同一人が会社である場合には、同一人を含む。以下、同じ。）と当該会社間に、次のうち一つに該当する人事交流がある会社

① 同一人が支配する会社と当該会社間に役員兼任がある場合

② 同一人が支配する会社の役員が当該会社の役員として任命されたが、同一人が支配する会社へ復職する場合（同一人が支配する会社のうち、当初の会社でない会社へ復職する場合を含む。）

③ 当該会社の役員が、同一人が支配する会社の役員として任命されたが、当該会社または当該会社の系列会社へ復職する場合

4) 通常的な範囲を超え、同一人または同一人関連者と、資金・資産・商品・用役などの取引をしていたり、債務保証をしたり、債務保証を受けている会社、その他当該会社が同一人の企業集団の系列会社として認められる営業上の表示行為をするなど、社会通念上経済的単一体として認められる会社

c. “a・b”の規定を適用するにあたって、“同一人関連者”とは、次のうち一つに該当する者をいう。

1) 配偶者、8親等以内の血族、4親等以内の姻族（以下“親族”という。）

2) 同一人が単独でまたは同一人関連者と合して最大出捐者であったり、同一人および同一人関連者のうち一人が設立者である非営利法人または団体（法人格がない社団または財団を

いう。以下、同じ。)

- 3) 同一人が直接または同一人関連者を通じて、役員構成や事業運用などに対し支配的な影響力を行使している非営利法人または団体
- 4) 同一人が“a”と“b”の規定に基づき、実質的に事業を支配する会社
- 5) 同一人および同一人と“2)”ないし“4)”の関係に該当する者の使用人（法人である場合には役員、個人である場合には商業使用人および雇用契約による被用人をいう。)

7. 結合対象企業集団の範囲

a. 結合対象企業集団は、独占規制および公正取引に関する法律施行令第21条の規定により、公正取引委員会が指定する大規模企業集団をいう。この場合、大規模企業集団は、直前年度に指定した大規模企業集団を含む。すなわち、当該年度には大規模企業集団に指定されなかったが、直前年度に大規模企業集団に指定されていたならば、同企業集団は結合対象企業集団を含む。

b. “a”の規定にかかわらず、次のうち一つに該当する企業集団は結合対象企業集団から除外する。

- 1) 結合対象系列会社のうち、一つの会社が作成する連結財務諸表に含まれる会社の会社別資産総額の合計額が、当該結合対象系列会社の会社別資産総額の合計額に占める比率が100分の80以上である大規模企業集団
- 2) “8-b”の規定に該当し、結合対象系列会社に含まれない会社の会社別資産総額の合計額が、当該結合対象系列会社の会社別資産総額の合計額に占める比率が100分の50以上である大規模企業集団

(7-1) “b”の規定を適用するにあたって、金融・保険業を営む会社は、資産総額の代わりに自己資本を使用し、監査意見が限定意見または不適正意見である場合には、その内容を反映した修正貸借対照表上の資産総額または自己資本の金額を使用する。

(7-2) 結合対象企業集団が“b”の場合に該当するかどうかは、結合財務諸表の作成基準日現在で判断する。

8. 結合対象系列会社の範囲

a. 結合対象系列会社は、結合財務諸表の作成基準日現在において結合対象企業集団に属するすべての国内系列会社と、合名会社、合資会社、有限会社および株式会社などすべての形態の海外系列会社を含む。

b. “a”の規定にかかわらず、次のうち一つに該当する会社は、結合対象系列会社に含めない。

- 1) 戦争、天災地変、その他の不可抗力の事由により、結合財務諸表の作成対象に含めがたい会社
- 2) 小規模会社
- 3) 清算中にある会社または合併手続が進行中である会社で、公的な財務諸表の作成が不可能であり、結合財務諸表の作成対象に含まれる場合、結合財務諸表の信頼性を著しく損なうと証券先物委員会が認める会社

(8-1) 株式会社の外部監査に関する法律施行令第1条の5第2項に基づき、証券先物委員会が毎事業年度5月末までに結合対象系列会社を指定した後、結合対象系列会社の範囲に変動が生じることがありうる。この場合、結合対象系列会社の該当如何は、結合財務諸表の作成基準日現在で判断しなければならない。

(8-2) 小規模会社とは、株式会社の外部監査に関する法律施行令第2条第1項に規定する資産規模未満の会社で、結合財務諸表の作成に含ませる重要性がない会社である。

(8-3) 結合対象系列会社から金融・保険業を除外する場合、金融・保険業を営む系列会社の資産・負債など財務現況が漏れたり、これらの系列会社との内部取引も除去されない。また、金融・保険業を営む系列会社の危険が企業集団全体の危険に重要な影響を及ぼしうるにもかかわらず、反映されず、結合財務諸表の歪曲をもたらす。金融・保険業を営む企業集団と非金融・保険業を営む企業集団間の比較可能性も低下させるので、結合対象系列会社には、金融・保険業を含めなければならない。営業活動および勘定科目などが異なる金融・保険業と非金融・保険業を共に含むことにより憂慮される情報の有用性問題は、業種別財務諸表の開示を通じて解決される。

(8-4) 会社形態の区分とその名称は、各国により異なる。たとえば、韓国は大多数の会社が株式会社形態を採っている反面、海外系列会社は当該所在国の関連法および慣行を考慮し、最も有利な会社形態を選択すると考えられる。したがって、結合財務諸表に含まれる会社を一定の形態に制限すれば、海外系列会社の相当部分が結合対象系列会社から除外されることとなり、企業集団全体の財務現況を満足に把握することができず、企業集団間における財務諸表の比較可能性が低下する。

9. 結合財務諸表の報告主体および作成会社

- a. 結合財務諸表の報告主体は、結合対象企業集団とする。
- b. 結合財務諸表の作成会社は、証券先物委員会が結合対象系列会社の監査人・決算月・会社別資産総額などを斟酌し、選定する会社とする。この場合、結合対象系列会社は、当該会社を結合財務諸表の作成会社に選定するよう申請することができる。

10. 結合財務諸表の作成基準日

- a. 結合財務諸表の作成基準日は、結合財務諸表の作成会社の決算日とする。
- b. 結合対象系列会社の決算日が、結合財務諸表の作成基準日と一致しない場合、結合財務諸表の作成のための財務諸表を作成しなければならない。
- c. “b”の規定にかかわらず、結合対象系列会社の決算日と結合財務諸表の作成基準日との差異が、3ヵ月以内である場合には、別途財務諸表を作成しないこともできる。この場合、結合対象系列会社の決算日と結合財務諸表の作成基準日との間に発生した重要な取引や事件を結合財務諸表作成時に適切に反映し、その取引が結合財務諸表に及ぼす影響を注記で開示しなければならない。

11. 結合財務諸表作成の一般原則

結合財務諸表は、基本的に企業会計基準の一般原則にしたがって作成されるものの、個別財務諸表の作成時とは違って多数の系列会社の多様な会計情報を結合しなければならないため、結合財務情報の有用性を確保する上で重要性の原則と充分性の原則間に適切な均衡が維持されるようせねばならない。

- a. 重要性の原則：結合財務諸表の作成にあたって、会計処理および報告はその重要性にしたがわなければならない。情報の省略や非開示または間違っただけの開示が結合財務諸表利用者たちの意思決定に影響を与えたり、経営陣の責任如何に対する判断を難しくするならば、これは重要な情報だといえる。
- b. 充分性の原則：結合財務諸表は、その情報利用者たちの意思決定に影響を与えうる企業集団の会計情報を充分に表示しなければならない。したがって、重要な会計方針と会計処理基準、企業集団の特殊な財務情報などは、その内容を結合財務諸表上に充分に表示しなければならない。

(11-1) 結合財務諸表の作成時には、会計処理方法や業種の異なる数多くの会社の会計情報を一目

瞭然に報告しなければならないので、完璧な理論的根拠と開示を指向すれば、実務的に煩雑にすぎ、結合財務諸表の作成自体が困難になることもある。したがって、情報利用者の意思決定に影響を及ぼさない範囲内で、各科目と金額を実用的な方法により決定すべきであろう。

(11-2) 企業集団の特殊な財務情報、たとえば、相互債務保証、相互担保提供、内部取引、相互出資などは、系列会社間の危険性転嫁の判断に重要なので、充分性の原則にしたがって報告する必要がある。

12. 結合財務諸表の種類と形式

- a. 結合財務諸表は、結合貸借対照表、結合損益計算書、結合キャッシュフロー計算書で構成される。
- b. 結合財務諸表は、当該会計年度分と直前会計年度分を比較する形式で作成しなければならない。
- c. 結合財務諸表は報告式または勘定式で作成し、その様式事例は別紙第1号書式ないし別紙第2号書式とする。
- d. 結合損益計算書は報告式で作成し、その様式事例は別紙第3号書式とする。
- e. 結合キャッシュフロー計算書の様式事例は別紙第4号書式ないし別紙第5号書式とする。

13. 会計政策の適用など

- a. 結合財務諸表は、各結合対象系列会社が企業会計基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎にして作成する。したがって、個別財務諸表上において企業会計基準に違反した事項がある場合には、これを修正した後の個別財務諸表を基礎として結合財務諸表を作成し、その内容を注記で記載しなければならない。
- b. 海外に所在する結合対象系列会社の場合、当該国家の会計基準により作成された財務諸表が、企業会計基準に準拠して作成された財務諸表と重要な差異が出る場合には、企業会計基準にしたがって財務諸表を作成し直した後、結合財務諸表を作成しなければならない。ただし、重要な差異がない場合には、これを作成し直さなくてもよい。
- c. 海外に所在する結合対象系列会社および持分法適用対象会社の外貨建表示財務諸表の換算は、次のような方法による。
 - 1) 資産・負債は、貸借対照日現在の為替レートで換算する。
 - 2) 株式取得日現在の資本は取得当時の為替レートで換算し、株式取得日後に発生した資本は発生当時の為替レートで換算する。ただし、支配権獲得日（持分法適用対象会社の場合、“持分法適用対象会社該当日”をいう。）前にその株式の一部を取得する場合には、一括して支配権獲得日当時の為替レートで換算することができる。
 - 3) 損益計算書の項目は、当該会計年度の平均為替レートで換算する。
- d. 結合財務諸表の作成時、通常類似する取引および類似する状況下での取引に対しては、結合対象系列会社間において同一の会計処理方法を適用しなければならない。ただし、結合対象系列会社間で別の会計処理方法の適用により発生する差異が重要でない場合には、別の会計処理方法を適用できる。
- e. “a”の規定にかかわらず、結合対象系列会社のうち連結財務諸表を作成する会社がある場合、その連結財務諸表を個別財務諸表としてみて結合財務諸表を作成することができる。
- f. “e”の規定により結合財務諸表を作成する場合、連結財務諸表上の勘定科目に対し、次のように調整する。
 - 1) 連結財務諸表上の外部株主持分および外部株主持分純損益は、それぞれ資本および損益で処理する。

2) 連結調整借・貸は、結合調整借・貸とする。

(13-1) 海外系列会社の決算日が結合財務諸表の作成会社の決算日と異なる場合、海外系列会社の財務諸表は、結合財務諸表作成会社の決算日の為替レートおよび結合財務諸表作成会社の会計年度平均為替レートを適用して換算する。

第2章 結合財務諸表の作成

14. 投資勘定と資本勘定の相殺

結合会計では、企業集団を一つの経済的実体としてみて、情報利用者に対し財務報告をする。したがって、結合対象系列会社間に発生した投資系列会社の投資勘定とこれに対応する被投資系列会社の資本勘定は、相殺・除去しなければならない。

- a. 系列会社間の投資取引から発生した投資勘定と資本勘定を相殺・除去するにあたって、被投資系列会社の資本のうち外部株主持分は、別途の科目に区分し表示しないものとする。
- b. 投資系列会社の投資勘定と、これに対応する被投資系列会社の資本勘定は、支配権獲得日を基準として相殺・除去する。
- c. 投資系列会社の投資勘定の金額と、これに対応する被投資系列会社の資本勘定が一致しない場合には、その差額（以下“投資除去差額”という。）を次のように処理する。
 - 1) 投資除去差額が、被投資系列会社の特定資産や負債を帳簿価額と他の公正価額で評価し、発生したことが客観的に立証される場合には、その特定資産・負債は公正価額で計上する。この時、その特定資産・負債の帳簿価額と公正価額の差額のうち、投資系列会社以外の持分に該当する金額は、結合資本剰余金として計上する。
 - 2) 投資除去差額から特定資産・負債の帳簿価額と公正価額の差額のうち投資系列会社持分の該当分を加減した後の金額を結合調整貸・借に計上し、発生年度より20年以内の期間に均等額を償却または戻し入れる。ただ、その金額が重要でない場合には、即時に償却または戻し入れることができる。
 - 3) 特定資産・負債の帳簿価額と客観的に立証される公正価額との差額のうち、結合資本剰余金として計上された投資系列会社以外の持分該当額は、特定資産が使用・処分されるか、負債が処分・償還された会計年度に除去する。
 - 4) 結合調整借は結合貸借対照表の無形資産の次に記載し、結合調整貸は資本調整の次に記載する。
- d. 投資系列会社が投資勘定を評価した場合には、当初の取得価額により還元し、当期純利益および利益剰余金を調整した後、結合財務諸表を作成しなければならない。
 - (14-1) 支配権獲得日とは、系列会社が企業集団に属するに至った原因の発生した日をいい、その日が不明瞭な場合には、公正取引委員会により系列会社に編入された日とする。投資系列会社が多数の会社である場合にも、支配権獲得日を基準に一括して、相殺・除去する。
 - (14-2) 支配権獲得日が日数を要したり不確実な場合には、その日以降の適当と認められる日を基準に、資産再評価法により資産再評価をした場合には資産再評価日を基準にして、投資勘定と資本勘定を相殺できる。
 - (14-3) 会計年度中に支配権を獲得した場合には、被投資系列会社が仮決算をし、資本勘定を確定しないかぎりその資本内訳は分からないので、もっとも近い決算日を支配権獲得日とみなす。
 - (14-4) 被投資系列会社の株主は、投資系列会社、個人大株主など（同一人と同一人関連者のうちで投資系列会社を除外した株主をいう。）と外部株主に分けることができる。結合財務諸表の作成時、投資系列会社持分は除去される。個人大株主などの持分と外部株主持分は除去されず、

結合財務諸表上の資本を形成することとなる。結合財務諸表は、企業集団を一つの経済的実体とみて、その実体の立場で作成するものである。このような企業実体理論の立場では、外部株主も企業実体の純資産に対する請求権をもつ企業実体の株主の構成員であり、外部株主持分の区分表示から得る効益より、これを算出するための費用の方が大きいので、外部株主持分は区分表示しない。

(14-5) 結合対象系列会社が保有している自己株式は、資本の差引項目とする。

15. 内部取引および未実現損益などの相殺・除去

- a. 結合対象系列会社間の内部取引による債権・債務の期末残高と、収益・費用計上額および未実現損益は、相殺・除去する。結合対象系列会社間の内部取引による未実現損益が重要でない場合には、これを除去しなくてもよい。
 - 1) 結合対象系列会社相互間の取引が、企業集団外部の会社を媒介にして、成り立った場合にも、その取引が実質的に系列会社間の取引であることが明確な場合には、当該取引を系列会社間の内部取引とみなし処理しなければならない。
 - 2) 相殺・除去の対象となる債権・債務には、売上債権と仕入債務、貸付金と借入金、未収金と未払金などの確定金銭債権・債務はもちろんのこと、発生主義による期間損益計算と関連する未収収益と未払費用、前払費用と前受収益などのすべての債権・債務が含まれる。
 - 3) 当期以前の内部未実現損益のうち、当期に実現した部分は必要な調整をしなければならない。
 - 4) 結合対象系列会社になる以前の取引から発生した未実現損益は、除去しない。ただし、当該会社に対し持分法を適用してきた場合には、そうしない。
- b. 系列会社間で配当金を授受した場合には、投資系列会社の配当金収益を除去し、被投資系列会社が計上した未払配当金のうち投資系列会社の持分に該当する金額は、これを取り消し結合利益剰余金を調整しなければならない。
- c. 結合対象系列会社間の棚卸資産取引による売上債権・仕入債務および売上高・売上原価とそれによる未実現損益は、相殺・除去する。
 - 1) 結合対象系列会社が発行した支払手形を他の結合対象系列会社が金融機関など企業集団外部で割引した場合、同支払手形は借入金として計上する。また、棚卸資産取引と関係なく発行され、外部で割引された場合にも、同手形発行金額はこれを借入金として計上する。
 - 2) 結合対象系列会社間の取引で発生した債権に対する貸倒引当金などや内部取引と関連し設定した販売保証引当金などは、これを戻し入れ調整しなければならない。
- d. 結合対象系列会社でない会社が発行した有価証券および投資有価証券に対する結合対象系列会社間の取引で発生した処分損益は、未実現損益として除去しなければならない。
- e. 結合対象系列会社間の有形資産売買取引による債権・債務、関連収益・費用および未実現損益は、相殺・除去する。
- f. 結合対象系列会社が発行した社債を他の結合対象系列会社が取得した場合には、これを償還したものとみなし、関連債権・債務および収益・費用は相殺・除去し、当該内部取引により社債見積償還損益が発生した場合には、これを認識しなければならない。
- g. 結合対象系列会社間で運用リース取引がある場合には、リース利用系列会社の未払リース料および運用リース料費用は、リース会社である系列会社の未収リース料および運用リース料収益と相殺・除去しなければならない。また、運用リース資産および関連減価償却累計額は、一般の有形資産および減価償却累計額に勘定再分類しなければならない。
- h. 結合対象系列会社間で金融リース取引がある場合には、リース利用系列会社のリース負債お

よびリース利子費用は、リース会社である系列会社の金融リース債権およびリース利子収益と相殺・除去しなければならない。また、金融リース資産および関連減価償却累計額は、一般の有形資産および減価償却累計額に勘定再分類しなければならない。

- (15-1) 相殺・除去された売上債権と仕入債務は、同一の金額でなくてはならない。結合財務諸表作成日現在で系列会社間で同金額が一致しない場合には、これを適切に調整し、一致させた後に相殺・除去する。
- (15-2) 系列会社間の内部取引で当期中に取得した棚卸資産が結合財務諸表作成日現在に企業集団内部で残存する場合、同棚卸資産に含まれている未実現損益は除去する。
- (15-3) 相殺・除去される棚卸資産関連の未実現損益は、当該取引に実際に適用された売上総利益率を基礎に計算する。ただし、実際に適用された売上総利益率と重要な差異がなく、その実際の利益率を適用するのが難しい場合には、販売系列会社の業種別年平均売上総利益率をもとにして、棚卸資産関連の未実現損益を計算することができる。
- (15-4) 減価償却対象有形資産の内部取引による未実現損益を相殺・除去する場合、未実現損益は結合対象系列会社でない第3者に売却するか、当該資産の減価償却を通じて実現される。したがって、結合損益計算書上の減価償却費は、当該減価償却対象有形資産に含まれる内部取引の未実現損益により増加（減少）された減価償却費の過大（過小）計上分を控除（加算）し、算定しなければならない。
- (15-5) 結合対象系列会社の社債の発行や取得により発生した社債所有系列会社の投資社債、利子収益および未収収益は、社債発行系列会社の社債、利子費用および未払費用と相殺・除去しなければならない。社債所有系列会社の取得価額と社債発行系列会社の帳簿価額が異なる場合、当該差額は社債見積償還損益として計上する。この場合、発生する系列会社間の利子収益と利子費用の差額は、当該社債の償還期間にかけて社債見積償還損益を調整する。

16. 投資系列会社の持分率の変動

- a. 被投資系列会社が企業集団に編入された後、投資系列会社が結合対象系列会社以外の株主から当該被投資系列会社の株式を追加取得し発生した投資除去差額は、資本剰余金として処理する。
- b. 投資系列会社が結合対象系列会社以外の株主へ被投資系列会社の株式を処分した後も、当該被投資系列会社が継続して企業集団に属する場合には、その処分損益を認識せず、資本剰余金として処理する。
- c. 被投資系列会社が有償増資、株式配当または無償増資など（本項では、‘増資’という。）を行った時には、増資後の投資系列会社の持分価額から増資前の投資系列会社の持分価額を差引いた残額や増資により取得した株式の取得原価との差額を資本剰余金として処理する。

(16-1) 企業集団を経済的単一体とみる結合財務諸表では、系列会社のすべての株主が企業集団の株主である。したがって、支配権獲得日以後の系列会社株式の取引は、結合財務諸表上の資本取引であり、一般的な資本取引と同じく損益を認識しない。

17. 結合対象系列会社からの除外

被投資系列会社が結合対象系列会社から除外される場合、支配権獲得日から除外時点までの変動した被投資系列会社の利益剰余金または欠損金は、除外時点で処分損益および残存する投資株式価額に反映されなければならない。

(17-1) 投資系列会社が被投資系列会社の株式を結合対象系列会社でない第3者へ処分した後、被投資系列会社が結合対象から除外される場合、その取引から発生した処分損益は、支配権獲得日以後変動した被投資系列の利益剰余金または欠損金のうち、投資系列会社の売却比率に該当

する金額だけ調整する。

- (17-2) 被投資系列会社の株式を全額処分しない場合、または株式の処分なしで結合対象から除外される場合、支配権獲得日以後に変動した被投資系列会社の利益剰余金または欠損金のうち、投資系列会社が継続所有している持分比率だけ残存する投資株式価額を増減させる。

18. 持分法の適用

a. 持分法の適用対象

次の場合に該当する会社に対する結合対象系列会社の投資勘定は、被投資会社の純資産の変動にともなう投資系列会社持分の変動額を加減する方法により処理する。ただし、持分法を適用した金額が重要でない場合には、原価法により処理することができる。

- 1) 当該企業集団に属する系列会社でない会社であって、結合対象系列会社と合わせて発行株式総数の100分の20以上を所有している会社
- 2) 結合対象系列会社でない系列会社

b. 会計処理方法

- 1) 投資勘定の増加または減少が、被投資会社の当期純利益または当期純損失によって発生する場合には、これを持分法適用会社投資利益または投資損失で、利益剰余金の増加または減少による場合には、これを結合利益剰余金の増加または減少で、資本剰余金の増加または減少による場合は、これを結合資本剰余金の増加または減少で、資本調整勘定の増加または減少による場合には、これを結合資本調整の増加または減少で処理する。
- 2) 持分取得当時の投資勘定の金額と、これに対応する被投資会社の資本勘定が一致しない場合、その差額については20年以内の毎決算期に均等額を償却または戻し入れしなければならない。ただし、当該差額の全部または一部が、特定資産・負債を被投資会社の帳簿価額と異なる価額で評価することにより発生したことが客観的に立証される場合、“14c”の規定を準用しこれを処理する。
- 3) 被投資会社の欠損金が累積し、投資勘定がゼロ(0)以下になる場合には、持分法適用を中止する。持分法適用を中止した後、被投資系列会社において発生した利益が持分法適用の中止期間中に発生した損失を超過する時点から、持分法適用を再開する。この場合、利益と損失の範囲には、投資勘定金額の増加または減少に影響を与える被投資会社の資本変動額を含む。
- 4) 持分法適用会社から除外された場合には、前期まで持分法を適用した価額で結合貸借対照表に計上する。
- 5) 持分法の適用時には、結合対象系列会社と持分法適用会社間の取引による未実現損益を除去する。この場合、除去方法は“15”の規定を準用する。
- 6) 持分法適用日の前に取得した株式に対しては、これを持分法適用日に取得したものとみて、一括して持分法を適用できる。
- 7) 結合財務諸表の作成基準日と持分法適用会社の決算日が異なる場合には、持分法適用会社の最近の財務諸表を基準にし、持分法を適用できる。この場合、結合財務諸表の作成基準日と持分法適用会社の最近の財務諸表作成日との間に発生した重要な取引は、結合財務諸表に適切に反映させなくてはならない。同期間に結合対象系列会社と持分法適用会社間の取引において発生した重要な未実現損益は、すべて計上されなければならない。

19. 繰延法人税

結合財務諸表の作成時に発生する一時的差異の法人税効果は、連結財務諸表作成時の繰延法人税処理方法を準用し、結合貸借対照表と結合損益計算書に認識しなければならない。

20. 結合キャッシュフロー計算書

結合キャッシュフロー計算書は、前期と当期の結合貸借対照表や結合損益計算書に基づき作成するか、結合対象系列会社の個別キャッシュフロー計算書を基礎とし結合対象系列会社相互間のキャッシュフローを相殺・除去し作成する。

- a. 結合キャッシュフロー計算書は、企業会計基準を準用し作成する。
 - b. 結合キャッシュフロー計算書作成時に企業会計基準を準用するにあたっては、次の事項を含む。
 - 1) 結合調整借償却、持分法適用会社投資損失、持分法適用会社投資利益を超過する配当金などは、現金の流出がない費用等を含む。
 - 2) 結合調整貸戻入、持分法適用会社投資利益（持分法適用会社からの配当金を除外する。）などは、現金の流入がない収益等を含む。
- (20-1) 結合対象系列会社に新規に含まれる場合は、結合対象系列会社の変動による現金の増加として、結合対象系列会社から除外される場合は、結合対象系列会社の変動による現金の減少として記載する。

第3章 結合財務諸表の注記等

21. 結合財務諸表の注記の開示

a. 一般的事項

- 1) 結合財務諸表の作成対象に属する系列会社・除外された系列会社の商号、業種、資本、内部持分率、所在地、決算日など（別紙第6号書式のとおりに）
- 2) 持分法適用会社の商号、個人大株主、系列会社の投資比率、および持分法適用会社となった理由
- 3) 最初から結合対象に属する系列会社と結合対象から除外された系列会社の商号とその内容
- 4) 系列会社の決算日が結合財務諸表の作成基準日と異なる場合、系列会社の決算日と結合財務諸表作成基準日の間に発生した重要な事項およびこれの調整内容
- 5) 結合対象系列会社と持分法適用会社間に発生した重要な取引内訳と調整内容
- 6) 外貨建資産・負債の内容、換算基準および換算損益の内容
- 7) 社債および長期借入金の償還日程（向こう5年間の償還日程は区分表示）
- 8) 偶発債務の金額と内容
- 9) 結合貸借対照表日以後に発生した事項で財務諸表に重大な影響を及ぼすものに関してはその内容
- 10) 結合資本変動表（様式事例は別紙第7号書式のとおりに）
- 11) その他の結合方針に関する重要事項

b. 会計処理基準

- 1) 結合対象系列会社が適用している会計処理方法、結合財務諸表の作成のために採択した基準および手続きを変更した場合には、その変更内容と理由、および結合財務諸表に及ぼす影響
- 2) 結合調整借・貸の償却および戻し入れ内容、投資除去差額が特定資産や負債に反映された場合には、その内容および持分法適用会社の投資差額の処理内容
- 3) 未実現損益の除去時に適用した方法とその内容
- 4) 持分法適用投資勘定の評価内容
- 5) 結合対象系列会社の財務諸表が、その会社の財務状態や経営成績を適正に表示しなかった

と認められ、これを修正した場合にはその内容

- 6) 仮決算をすることで前年度の基準に依拠し推計したものがある場合、前年度の基準と推計した手続き

c. 系列会社間の主要取引内訳の開示

- 1) 国内の内部持分率の現況（様式事例は別紙第8号書式のとおり）
- 2) 独占規制および公正取引に関する法律第10条の2により制限される系列会社間の相互債務保証の現況（様式事例は別紙第9号書式のとおり）
- 3) 系列会社間のその他の相互債務保証の現況（様式事例は別紙第10号書式のとおり）
- 4) 系列会社間の相互担保提供の現況（様式事例は別紙第11号書式のとおり）
- 5) 結合対象系列会社間の相互資金貸借関係の現況（様式事例は別紙第12号書式のとおり）
- 6) 結合対象系列会社間の売上・仕入取引の現況（様式事例は別紙第13号書式のとおり）

d. 結合対象系列会社の部門別情報の開示

- 1) 業種（非金融・保険業，金融・保険業）別の結合貸借対照表（様式事例は別紙第14号書式のとおり）
- 2) 業種（非金融・保険業，金融・保険業）別の結合損益計算書（様式事例は別紙第15号書式のとおり）
- 3) 産業別の営業現況（様式事例は別紙第16号書式のとおり）
- 4) 地域別の営業現況（様式事例は別紙第17号書式のとおり）

22. 結合財務諸表作成のための主要資料

結合財務諸表を作成するにあたって、結合対象系列会社はつぎの資料を作成しなければならない。

- a. 結合対象系列会社および持分法適用会社に対する投資株式がある会社は、投資勘定保有現況、株式取得日、配当金受領内訳（現金、株式）、有・無償増・減資内訳、株式取得後の投資株式変動内訳（追加取得または処分）、評価内訳
- b. 株主が系列会社である結合対象系列会社および持分法適用対象系列会社は、年度別資本勘定明細書、剰余金の資本組入内訳、配当金支払内訳、資本増・減資内訳、株主名簿など
- c. 結合財務諸表の作成基準日現在の系列会社相互間の債権・債務明細（収益認識基準差異による金額、輸出取引において Nego された金額などの系列会社の未決済金額）
- d. 結合対象年度の系列会社相互間および持分法適用会社との損益取引に関する明細
- e. 結合財務諸表の作成基準日現在の系列会社相互間および持分法適用会社からの購入資産明細
- f. 系列会社相互間の固定資産売買取引の内訳など
- g. 系列会社相互間の債務保証明細
- h. 系列会社相互間の担保提供明細
- i. 系列会社発行の割引手形および裏書譲渡手形明細
- j. 結合財務諸表の作成会社と主要会計処理内容
- k. その他の結合に必要な明細

23. 付則

- a. 本準則は、1998年10月22日より施行する。
- b. 本準則は、1999年1月1日以後、最初に開始する会計年度より適用する。
- c. 結合財務諸表の最初の作成年度には、結合キャッシュフロー計算書を作成しなくてもよく、結合貸借対照表と結合損益計算書は、当該年度分のみ作成する。

[別紙 第1号 書式]

結合貸借対照表（報告式）

第×期 19××年×月×日 現在

第×期 19××年×月×日 現在

企業集団名

(単位：ウォン)

科 目 ¹⁾	第×(当)期		第×(前)期	
	金 額		金 額	
資				
I. 流 動 資 産		×××		×××
1. 現 金				
2. 有 価 証券				
3. 売 上 債 権				
4. 短 期 貸 付				
5. 棚 卸 資 産				
6. そ の 他 の 流 動 資 産 ²⁾				
II. そ の 他 の 金 融 業 資 産 ²⁾		×××		×××
III. 固 定 資 産		×××		×××
(1) 投 資 性 預 証 券				
1. 長 期 有 価 証券				
2. 投 資 性 貸 付 資 産				
3. 長 期 貸 付 資 産				
4. 投 資 性 不 動 産 資 産				
5. そ の 他 の 投 資 資 産				
(2) 有 形 資 産				
1. 土 建				
2. 建 設 機 械				
3. 機 械				
4. そ の 他 の 有 形 資 産				
(3) 無 形 資 産				
IV. 結 合 調 整		×××		×××
資 産 総 計		×××		×××
負 債				
I. 流 動 負 債		×××		×××
1. 仕 入 債 権				
2. 短 期 借 入 債 権				
3. 流 動 性 の 長 期 借 入 債 権				
4. そ の 他 の 金 融 業 負 債 ²⁾				
II. そ の 他 の 金 融 業 負 債 ²⁾		×××		×××
III. 固 定 負 債		×××		×××
1. 社 会 債				
2. 長 期 借 入 債 権				
3. 退 職 給 付 引 当 金				
4. そ の 他 の 固 定 負 債				
負 債 総 計		×××		×××
資 本				
I. 資 本		×××		×××
II. 資 利		×××		×××
III. 利 益 (ま た は 欠 損)		×××		×××
(結合当期純利益または結合当期純損失：×××)				
IV. 資 本 調 整		×××		×××
V. 結 合 調 整		×××		×××
資 本 総 計		×××		×××
資 産 負 債 資 本 総 計		×××		×××

1) 勘定科目のうち金額が重要でないものは区分記載を省略することができ、必要な場合は勘定科目を新設できる。
 2) 金融・保険業の資産・負債は、流動資産・負債と固定資産・負債に区分することを原則とし、その区分が不可能な場合にかぎり、その他の金融業資産およびその他の金融業負債に分類することができる。

[別紙 第2号 書式]

結合貸借対照表（勘定式）

第×期 19××年×月×日 現在

第×期 19××年×月×日 現在

企業集団名

（単位：ウォン）

科 目 ¹⁾	第×（当）期		第×（前）期		科 目	第×（当）期		第×（前）期	
	金 額		金 額			金 額		金 額	
資 産					負 債				
I. 流 動 資 産	×××		×××		I. 流 動 負 債	×××		×××	
1. 現 金・預 金					1. 仕 入 債 務				
2. 有 価 証 券					2. 短 期 借 入 金				
3. 売 上 債 権					3. 流 動 性 長 期 負 債				
4. 短 期 貸 付 金					4. そ の 他 の 流 動 負 債				
5. 棚 卸 資 産					II. そ の 他 の 金 融 業 負 債 ²⁾	×××		×××	
6. そ の 他 の 流 動 資 産					III. 固 定 負 債	×××		×××	
II. そ の 他 の 金 融 業 資 産 ²⁾	×××		×××		1. 社 債				
III. 固 定 資 産	×××		×××		2. 長 期 借 入 金				
(1) 投 資 資 産					3. 退 職 給 与 引 当 金				
1. 長 期 性 預 金					4. そ の 他 の 固 定 負 債				
2. 投 資 有 価 証 券					負 債 総 計	×××		×××	
3. 長 期 貸 付 金					資 本				
4. 投 資 不 動 産					I. 資 本 金	×××		×××	
5. そ の 他 の 投 資 資 産					II. 資 本 剰 余 金	×××		×××	
(2) 有 形 資 産					III. 利 益 剰 余 金	×××		×××	
1. 土 地					（ま た は 欠 損 金）				
2. 建 物					（結 合 当 期 純 利 益 ま た は				
3. 機 械 装 置					結 合 当 期 純 損 失：×××）				
4. そ の 他 の 有 形 資 産					IV. 資 本 調 整	×××		×××	
(3) 無 形 資 産					V. 結 合 調 整 貸	×××		×××	
IV. 結 合 調 整 借	×××		×××		資 本 総 計	×××		×××	
資 産 総 計	×××		×××		負 債 ・ 資 本 総 計	×××		×××	

1) 勘定科目のうち金額が重要でないものは区分記載を省略することができ、必要な場合は勘定科目を新設できる。
 2) 金融・保険業の資産・負債は、流動資産・負債と固定資産・負債に区分することを原則とし、その区分が不可能な場合に限り、その他の金融業資産およびその他の金融業負債に分類することができる。

[別紙 第3号 書式]

結合損益計算書

自 第×期 19××年×月×日 至 19××年×月×日

自 第×期 19××年×月×日 至 19××年×月×日

企業集団名

(単位：ウォン)

科 目 ¹⁾	第×(当)期		第×(前)期	
	金 額		金 額	
I. 売 上 額 (または営業収益)		×××		×××
II. 売 上 原 価 (または営業費用)		×××		×××
III. 売 上 総 利 益 (または売上総損失)		×××		×××
IV. 販 売 費 お よ び 管 理 費		×××		×××
1. 給 与				
2. 減 価 償 却 費				
3. 貸 倒 引 当 損				
4. その他の販売費および管理費				
V. 営 業 利 益 (または営業損失)		×××		×××
VI. 営 業 外 収 益		×××		×××
1. 利 子 収 益				
2. 外 貨 差 益				
3. 外 貨 換 算 利 益				
4. 結 合 調 整 貸 戻 入				
5. 持 分 法 適 用 会 社 投 資 利 益				
6. その他の営業外収益				
VII. 営 業 外 費 用		×××		×××
1. 利 子 費 用				
2. 外 貨 差 損				
3. 外 貨 換 算 損 失				
4. 結 合 調 整 借 償 却				
5. 持 分 法 適 用 会 社 投 資 損 失				
6. その他の営業外費用				
VIII. 経 常 利 益 (または経常損失)		×××		×××
IX. 特 別 利 益		×××		×××
1. 債 務 免 除 利 益				
2. その他の特別利益				
X. 特 別 損 失		×××		×××
1. 災 害 損 失				
2. その他の特別損失				
XI. 法 人 税 費 用 控 除 前 純 利 益 (または法人税費用控除前純損失)		×××		×××
XII. 法 人 税 費 用		×××		×××
XIII. 結 合 当 期 純 利 益		×××		×××

1) 勘定科目のうち金額が重要でないものは区分記載を省略することができ、必要な場合は勘定科目を新設できる。

[別紙 第4号 書式]（直接法）

結合キャッシュフロー計算書

自 第×期 19××年×月×日 至 19××年×月×日

自 第×期 19××年×月×日 至 19××年×月×日

企業集団名

（単位：ウォン）

科 目 ¹⁾	第×（当）期		第×（前）期	
	金 額		金 額	
I. 営業活動によるキャッシュフロー		×××		×××
a. 売上等収益活動からの流入額				
b. 仕入および従業員に対する流出額				
c. 利子収益流入額				
d. 利子費用流出額				
e. 法人税等流出額				
f. その他の流入(出)額				
II. 投資活動によるキャッシュフロー		×××		×××
1. 投資活動による現金流入額				
a. 有価証券の処分				
b. 長期性預金の減少				
c. 土地の処分				
d. その他の現金流入額				
2. 投資活動による現金流出額				
a. 現金の短期貸付				
b. 有価証券の取得				
c. 土地の取得				
d. その他の現金流出額				
III. 財務活動によるキャッシュフロー		×××		×××
1. 財務活動による現金流入額				
a. 短期借入金の借入				
b. 社債の発行				
c. 普通株の発行				
d. その他の現金流入額				
2. 財務活動による現金流出額				
a. 短期借入金の償還				
b. 社債の償還				
c. 有償減資				
d. その他の現金流出額				
IV. 結合対象系列会社の変動による現金の増加(減少)		×××		×××
V. 現金の増加(減少) (I+II+III)		×××		×××
VI. 期首の現金		×××		×××
VII. 期末の現金		×××		×××

1) 勘定科目のうち金額が重要でないものは区分記載を省略することができ、必要な場合は勘定科目を新設できる。

[別紙 第5号 書式] (間接法)

結合キャッシュフロー計算書

自 第×期 19××年×月×日 至 19××年×月×日

自 第×期 19××年×月×日 至 19××年×月×日

企業集団名

(単位：ウォン)

科 目 ¹⁾	第×(当)期		第×(前)期	
	金 額		金 額	
I. 営業活動によるキャッシュフロー	×××		×××	
1. 結合当期純利益(損失)				
2. 現金の流出がない費用等の加算				
a. 減 価 償 却				
b. 退 職 給 与				
c. そ の 他				
3. 現金の流入がない収益等の差引				
a. 社 債 償 還 利 益				
b. そ の 他				
4. 営業活動による資産・負債の変動				
a. 棚卸資産の減少(増加)				
b. 売上債権の減少(増加)				
c. 仕入債務の増加(減少)				
d. そ の 他				
II. 投資活動によるキャッシュフロー	×××		×××	
1. 投資活動による現金流入額				
a. 有価証券の処分				
b. 長期性預金の減少				
c. 土地の処分				
d. その他の現金流入額				
2. 投資活動による現金流出額				
a. 現金の短期貸付				
b. 有価証券の取得				
c. 土地の取得				
d. その他の現金流出額				
III. 財務活動によるキャッシュフロー	×××		×××	
1. 財務活動による現金流入額				
a. 短期借入金の借入				
b. 社債の発行				
c. 普通株の発行				
d. その他の現金流入額				
2. 財務活動による現金流出額				
a. 短期借入金の償還				
b. 社債の償還				
c. 有価減資				
d. その他の現金流出額				
IV. 結合対象系列会社の変動による現金の増加(減少)	×××		×××	
V. 現金の増加(減少) (I + II + III + IV)	×××		×××	
VI. 期 首 の 現 金	×××		×××	
VII. 期 末 の 現 金	×××		×××	

1) 勘定科目のうち金額が重要でないものは区分記載を省略することができ、必要な場合は勘定科目を新設できる。

[別紙 第6号 書式]

系列会社の現況

業種	資本 ¹⁾	内部持分率			所在国	決算日	備考 ²⁾
		系列会社	個人大株 主等	総計			
結合対象系列会社名							
結合除外系列会社名							

- 1) 個別財務諸表上の資本（監査人修正事項の反映後）を記載する。
- 2) 結合対象系列会社に対しては系列会社になった事由を記載し、結合除外系列会社に対してはその除外された事由を記載し、海外系列会社の場合は最大投資系列会社名とその保有持分率を記載する。

[別紙 第7号 書式]

結合資本変動表

科目 ¹⁾	資本金	資本剰余金	利益剰余金	資本調整	総計
19××. 1. 1（期首）	×××	×××	×××	×××	×××
系列会社の増加による金額	×××	×××	×××	×××	×××
系列会社の減少による金額	(×××)	(×××)	(×××)	(×××)	(×××)
結合による資産評価額のうち 系列会社以外の持分該当分		×××			×××
持分率の変動による金額		×××			×××
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
19××. 12. 31（期末）	×××	×××	×××	×××	×××

- 1) 勘定科目のうち金額が重要でないものは区分記載を省略することができ、必要な場合は勘定科目を新設できる。

[別紙 第8号 書式]

国内の内部持分率の現況

企業集団名

(単位：ウォン，%)

投資会社 ¹⁾ 被投資会社 ²⁾	A	B	C	D	…	合 計
A	投資金額 持分率					投資金額 持分率
B						
C						
D						
⋮						
その他	投資金額					
合 計	投資金額					

記載上の注意

- 1) 投資会社とは、同一企業集団内の別の国内系列会社の持分を所有しているすべての国内系列会社をいう。
- 2) 被投資会社とは、同一企業集団内の別の国内系列会社より投資を受けた国内系列会社であり、その区分表示の如何は投資金額などの重要性を考慮し決定する。

[別紙 第9号 書式]

独占規制および公正取引に関する法律第10条の2により
制限される系列会社間の相互債務保証の現況¹⁾

企業集団名

(単位：ウォン)

保証会社 ²⁾ 被保証会社 ³⁾	A	B	C	D	…	その他 ⁴⁾	合計
A							
B							
C							
D							
⋮							
その他 ⁴⁾							
合計							

記載上の注意

- 1) 独占規制および公正取引に関する法律第10条の2により制限される系列会社間の相互債務保証をいい、外貨債務を保証した場合はウォン貨で換算した金額で記載し、外貨は括弧で注記する。
- 2) 同一企業集団内の別の系列会社の債務に対する支払保証を行っている系列会社
- 3) 同一企業集団内の別の系列会社より、自社の債務に対し支払保証を受けている系列会社
- 4) すべての系列会社間の相互債務保証の現況を作成し、注記で記載するにあたっては系列会社間の総債務保証金額の5%以上である系列会社は区分して表示し、残りは合算して「その他」で表示できる。

[別紙 第10号 書式]

系列会社間のその他の相互債務保証の現況¹⁾

企業集団名

(単位：ウォン)

保証会社 ²⁾ 被保証会社 ³⁾	A	B	C	D	...	その他 ⁴⁾	合計
A							
B							
C							
D							
⋮							
その他 ⁴⁾							
合計							

記載上の注意

- 1) 独占規制および公正取引に関する法律第10条の2により制限される債務保証以外の債務保証をいい、外貨債務を保証した場合はウォン貨で換算した金額で記載し、外貨は括弧で注記する。
- 2) 同一企業集団内の別の系列会社の債務に対する支払保証を行っている系列会社
- 3) 同一企業集団内の別の系列会社より、自社の債務に対し支払保証を受けている系列会社
- 4) すべての系列会社間の相互債務保証の現況を作成し、注記で記載するにあたっては系列会社間の総債務保証金額の5%以上である系列会社は区分して表示し、残りは合算して「その他」で表示できる。

[別紙 第11号 書式]

系列会社間の相互担保提供の現況

企業集団名

(単位：ウォン)

提供会社 ¹⁾ 提供を受けた 会社 ²⁾	A	B	C	D	...	その他 ³⁾	合計
A							
B							
C							
D							
⋮							
その他 ³⁾							
合計							

記載上の注意

- 1) 同一企業集団内の別の系列会社の債務に対する担保提供を行っている系列会社
- 2) 同一企業集団内の別の系列会社より、自社の債務に対し担保提供を受けている系列会社
- 3) すべての系列会社間の相互担保提供の現況を作成し、注記で記載するにあたっては系列会社間の総担保提供金額の5%以上である系列会社は区分して表示し、残りは合算して‘その他’で表示できる。

[別紙 第12号 書式]

系列会社間の相互資金貸借関係の現況

企業集団名

(単位：ウォン)

貸付会社 ¹⁾ 借入会社 ²⁾	A	B	C	D	…	その他 ³⁾	合計
A							
B							
C							
D							
⋮							
その他 ³⁾							
合計							

記載上の注意

- 1) 同一企業集団内の別の系列会社に資金を貸付けた系列会社
- 2) 同一企業集団内の別の系列会社より資金を借入れた系列会社
- 3) すべての系列会社間の相互資金貸借の現況を作成し、注記で記載するにあたっては系列会社間の総資金貸付・借入金額の5%以上である会社は区分表示し、残りは合算して‘その他’で表示できる。

[別紙 第13号 書式]

系列会社間の売上・仕入取引の現況

企業集団名

(単位：ウォン)

<u>会社名</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>…</u>	<u>その他³⁾</u>	<u>合計</u>
売上額 ¹⁾							
仕入額 ²⁾							

記載上の注意

- 1) 同一企業集団内の別の系列会社に用役および棚卸資産を売上げた金額（系列会社間の金融取引および有形資産取引による金額は除外する。）
- 2) 同一企業集団内の別の系列会社より用役および棚卸資産を仕入れた金額（系列会社間の金融取引および有形資産取引による金額は除外する。）
- 3) すべての系列会社間の相互売買取引内訳を作成し、注記で記載するにあたっては系列会社間の売上・仕入金額の5%以上である会社は区分表示し、残りは合算して‘その他’で表示できる。

[別紙 第14号 書式]

業種（非金融・保険業, 金融・保険業）別の結合貸借対照表

第×期19××年×月×日現在

第×期19××年×月×日現在

企業集団名

(単位：ウォン)

	非金融・保険業		金融・保険業 ¹⁾	
	第×(当)期	第×(前)期	第×(当)期	第×(前)期
資 産				
I. 流 動 資 産	×××	×××	×××	×××
II. その他の金融業資産			×××	×××
III. 固 定 資 産	×××	×××	×××	×××
(1) 投 資 資 産				
(2) 有 形 資 産				
(3) 無 形 資 産				
IV. 結 合 調 整 借	×××	×××	×××	×××
資 産 総 計	×××	×××	×××	×××
負 債				
I. 流 動 負 債	×××	×××	×××	×××
II. その他の金融業負債			×××	×××
III. 固 定 負 債	×××	×××	×××	×××
負 債 総 計	×××	×××	×××	×××
資 本				
I. 資 本 金	×××	×××	×××	×××
II. 資 本 剰 余 金	×××	×××	×××	×××
III. 利 益 剰 余 金	×××	×××	×××	×××
(ま た は 欠 損 金)				
IV. 資 本 調 整	×××	×××	×××	×××
V. 結 合 調 整 貸	×××	×××	×××	×××
資 本 総 計	×××	×××	×××	×××
負 債 ・ 資 本 総 計	×××	×××	×××	×××

1) “金融・保険業”とは、統計法第17条第1項の規定により統計庁長が告示する標準分類上の金融業または保険業をいう。

[別紙 第15号 書式]

業種（非金融・保険業, 金融・保険業）別結合損益計算書

自 第×期19××年×月×日 至 19××年×月×日
 自 第×期19××年×月×日 至 19××年×月×日

企業集団名

(単位：ウォン)

	非金融・保険業		金融・保険業 ¹⁾	
	第×(当)期	第×(前)期	第×(当)期	第×(前)期
I. 売上額 (または営業収益)	×××	×××	×××	×××
II. 売上原価 (または営業費用)	×××	×××	×××	×××
III. 販売費および管理費	×××	×××	×××	×××
IV. 営業利益 (または営業損失)	×××	×××	×××	×××
V. 営業外収益	×××	×××	×××	×××
VI. 営業外費用	×××	×××	×××	×××
VII. 経常利益 (または経常損失)	×××	×××	×××	×××
VIII. 特別利益	×××	×××	×××	×××
IX. 特別損失	×××	×××	×××	×××
X. 法人税費用控除前純利益 (または法人税費用控除前純損失)	×××	×××	×××	×××
XI. 法人税費用	×××	×××	×××	×××
XII. 結合当期純利益 (または結合当期純損失)	×××	×××	×××	×××

1) “金融・保険業”とは、統計法第17条第1項の規定により統計庁長が告示する標準分類上の金融業または保険業をいう。

[別紙 第16号 書式]

産業別の営業現況¹⁾

	産業A ²⁾		産業B	産業C	その他	結合調整	結合後金額
	内需	輸出					
総売上額	×××	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××
内部売上額	(×××)	(×××)	(×××)	(×××)	(×××)	×××	-
純売上額	×××	×××	×××	×××	×××	-	×××
営業利益	×××	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××
業種別資産	×××	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××
共通資産							×××
総資産	×××	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××

記載上の注意

- 1) 総売上額の10%以上である産業は、区分表示する。
- 2) 産業の区分は、統計法第17条第1項の規定により統計庁長が告示する標準分類上の大分類を準用する。ただし、製造業は中分類を準用する。

[別紙 第17号 書式]

地域別の営業現況¹⁾

	国内		地域A ²⁾	地域B	その他	結合調整	結合後金額
	内需	輸出					
総売上額	×××	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××
内部売上額	(×××)	(×××)	(×××)	(×××)	(×××)	×××	-
純売上額	×××	×××	×××	×××	×××	-	×××
営業利益	×××	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××
地域別資産		×××	×××	×××	×××	(×××)	×××
共通資産							×××
総資産	×××	×××	×××	×××	×××	(×××)	×××

記載上の注意

- 1) 地域別の区分は、販売会社の営業所在地別に行う。
- 2) 総売上額の10%以上である地域は、区分表示する。